

犬山市認可保育所（(仮称)新羽黒保育園）整備・運営事業者募集に係る公募型プロポーザル実施要領

1 募集の趣旨

犬山市（以下「市」という。）では、施設の老朽化や多様化する保育ニーズに対応するため、効率的・効果的な施設整備の充実を図ることを目的に、令和元年11月に「子ども未来園 施設整備10ヶ年計画」を策定しました。

この計画に基づき、既存の犬山市立羽黒子ども未来園と羽黒北子ども未来園の2園を統合し、併せて新園の整備及び運営を移管する民間事業者を以下のとおり募集します。

2 保育所の整備及び運営に係る基本事項

(1) 保育所の事業形態

保育所の事業形態は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定に基づき、愛知県の認可を受けて設置する認可保育所（以下「保育所」という。）とします。

(2) 移管対象施設

以下の2園を統合し、新園の整備及び運営を民間事業者に移管します。

保育園の名称	所在地
犬山市立羽黒子ども未来園	愛知県犬山市大字羽黒字古市場57番地
犬山市立羽黒北子ども未来園	愛知県犬山市大字羽黒字向浦55番地8

(3) 新園の名称

仮称は「新羽黒保育園」とし、正式名称は後日協議の上決定します。

(4) 新園の場所

旧犬山市民プール跡地（犬山市羽黒摺墨11番地の一部）

※現状ではプール等が残っていますが、令和5年度中に解体し整地する予定です。

(5) 開園までのスケジュール

① 開園予定日

令和8年4月1日

② 年次計画

詳細は、選考により選定された事業者（以下「選定事業者」という。）と市で協議の上、決定します。

選定事業者	市
・令和5年11月頃～令和7年12月頃 設計・建設工事（都市計画法・建築基準法等の手続き含む）	・令和4年9月～令和5年3月頃 整備・運営事業者の募集及び選定 ・令和5年4月～11月頃 市民プール解体、整地、用地測量、 分筆登記、現況測量

<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年4月～令和8年3月頃 引継ぎ・合同保育 ・令和8年4月 開園（市から移管） 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年4月～令和8年3月頃 引継ぎ・合同保育 ・令和8年4月 選定事業者に移管
---	--

(6) 定員及び実施事業

定員	<p>概ね190人程度</p> <p>2号認定 3～5歳児 110人程度</p> <p>3号認定 0～2歳児 80人程度</p> <p>※設定した定員までの児童の入所を約束するものではありません。</p>
実施事業 (通常保育以外)	<ul style="list-style-type: none"> ・延長保育 ・障がい児保育 ・一時保育 ・地域子育て支援拠点（一般型）事業

(7) 施設の整備

①土地について 【資料1-1、1-2】

- ・土地の所在：犬山市羽黒摺墨11番地の一部
- ・敷地面積：約4,000㎡（園舎及び園庭用地として3,000㎡。駐車場用地として約1,000㎡。駐車場用地は、当該保育園の専用駐車場としますが、休園日については、併設の市民文化会館利用者等の利用を想定しています。）
- ・施設用地については、使用貸借契約により10年間無償貸付します。なお、選定事業者が、社会福祉法人以外の場合は、議会の議決が必要となります。また、無償貸付期間の経過後は、市と協議の上で、あらためて貸付内容を決定します。
- ・現在の敷地状況を踏まえた上で、自動車による登降園が円滑になるよう、園舎・園庭及び駐車場や進入経路に配慮した提案をしてください。

②建物等について

- ・(5)②に示す年次計画に合わせて、選定事業者自らが、新羽黒保育園運営に必要な建物等の設計及び建設を行います。
- ・園舎の各居室や園庭等は、国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）、愛知県の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第68号）を満たすものとしします。
- ・建物外観は、犬山市景観計画に基づき、景観に配慮したものとしてください。

③備品について

選定事業者が新たに用意するものとしします。

※地域子育て支援拠点事業用の備品は、4(2)に示す開設準備補助金の補助対象とする予定です。

3 応募資格及び応募要件

応募できる者は、以下の要件をすべて満たす事業者とします。

- (1) 社会福祉法人、学校法人、株式会社等の法人格を有すること。
- (2) 令和4年4月1日時点で、認可定員120人以上の認可保育所、認定こども園及び幼稚園の運営実績が2年以上あること。
- (3) 事業者が現に運営している施設について、所管庁の直近の監査や実地指導等において、文書指導を受けている場合は、その指導事項が改善されていること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に規定する再生手続き開始又は破産法に規定する破産手続き開始の決定を受けていないこと。
- (6) プロポーザル参加意向申出書の提出期限の日から事業者の選定の日までにおいて、市の契約に係る指名停止要領の規定による指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 「犬山市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（令和2年3月30日締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (8) 【資料3-1】「新羽黒保育園の運営条件」及び【資料3-2】「地域子育て支援拠点（子育て支援センター）の運営条件」に定める内容を遵守できること。
- (9) 市の保育行政及び子育て支援行政をよく理解し、市の施策に積極的に協力できること。
- (10) 事業計画及び資金計画が適切、確実であり、事業者が、新羽黒保育園の建設及び施設整備に要する資金を負担できること。
- (11) 保育所を運営していくために必要な経営基盤や社会的信望を有していること。

4 施設整備補助金、開園後の運営費用【資料4】

(1) 施設整備に関する補助金

保育所部分について、保育所等整備交付金（厚生労働省所管 補助率：国と市で3/4）を活用する補助金を予定しています。

地域子育て支援拠点（子育て支援センター）部分について、次世代育成支援対策施設整備交付金（厚生労働省所管 補助率：国1/2）を活用する補助金を予定しています。

※補助金は変更となる場合があります。予定どおりの補助内容とならないことがあります。

※補助対象者は、法人が自ら建物の所有権を有して保育所の運営を行う場合に限り
ます。

※施設整備に関する補助金を受けた場合、処分制限期間内で保育所を廃止した時や
建物を除却した時は、財産処分納付金の納付が必要となることがあります。

(2) 開設準備に関する補助金

地域子育て支援拠点（子育て支援センター）の開設にあたって必要となる経費（備品購入費等）に対する補助金（補助率：国、県、市で10/10）を予定しています。

(3) 開園後の運営費用

以下の委託料、補助金を支払います。

- ・ 保育所運営費委託料
- ・ 犬山市民間保育所運営費補助金

- ・犬山市民間保育所事業費補助金
- ・犬山市民間保育所保育体制強化事業補助金
- ・地域子育て支援拠点事業委託料

※制度改正等により、変更となる場合があります。

5 実施スケジュール

	内容	日程
①	プロポーザル公募開始	令和4年9月1日(木)
②	質問受付 施設見学会受付 (羽黒・羽黒北子ども未来園)	令和4年9月1日(木)から 令和4年9月15日(木)まで
③	質問回答	令和4年9月30日(金)
④	施設見学会 (羽黒・羽黒北子ども未来園)	令和4年10月3日(月)から 令和4年10月12日(水)まで
⑤	参加意向申出書等提出期限	令和4年10月21日(金)
⑥	参加資格確認結果通知	令和4年11月中旬
⑦	提案書等提出期限	令和4年11月22日(火)
⑧	一次審査【書類審査】	令和4年12月13日(火)
⑨	一次審査結果発表(通知)	令和4年12月下旬(予定)
⑩	実地確認	令和5年1月4日(水)から 令和5年1月13日(金)まで
⑪	二次審査 【プレゼンテーション及びヒアリング】	令和5年2月3日(金)
⑫	二次審査結果発表(公表・通知)	令和5年3月上旬

※建設予定地の見学会は開催しません。建設予定地は、現状ではプール等の構造物や建築物がありますが、随時の見学は可能です。

6 質問及び回答

(1) 質問書の提出(電子メールのみ受付)

① 提出期限：令和4年9月15日(木)午後5時(必着)

② 提出先：犬山市教育部子ども未来課 担当：青山、石井

Eメールアドレス：030300@city.inuyama.lg.jp

③ 提出書類：質問票(様式L)

④ 電子メールを送信した後は、必ず電話にて受信確認を行ってください。

⑤ 電子メールを送信する際の表題は「(仮称)新羽黒保育園整備・運営事業者募集に係る公募型プロポーザルに関する質問(事業者名)」としてください。

(2) 質問に対する回答

① 回答期日：令和4年9月30日(金)

② 回答方法：犬山市ホームページに掲載

③ 回答はすべての質問を公表しますが、質問者の事業者名は公表しません。

また、本プロポーザルの公平性に影響すると思われるものについては回答しないことがあります。

7 施設見学会（羽黒・羽黒北子ども未来園）

施設見学を希望する場合のみ申込みください。

(1) 施設見学会申込書の提出（電子メールのみ受付）

- ①提出期限：6 質問及び回答(1)①と同じ
- ②提出先：6 質問及び回答(1)②と同じ
- ③提出書類：施設見学申込書（様式M）
- ④電子メールを送信した後は、必ず電話にて受信確認を行ってください。
- ⑤電子メールを送信する際の表題は「(仮称) 新羽黒保育園整備・運営事業者募集に係る公募型プロポーザル施設見学会申込み（事業者名）」としてください。

(2) 施設見学会の日程調整

5 実施スケジュール④の期間で日程調整後、事務局より連絡します。

8 提出書類等

(1) 提出書類

本プロポーザルの参加を希望する者は、「犬山市認可保育所（(仮称) 新羽黒保育園）整備・運営事業者募集に係る申請書類について」に記載する書類を、指定された部数提出してください。

※提出書類は、犬山市ホームページからダウンロードしてください。

(2) 参加意向申出書等及び提案書等の提出

- ①提出期限：参加意向申出書等 令和4年10月21日（金）午後5時まで
提案書等 令和4年11月22日（火）午後5時まで
- ②提出先：〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地（市役所本庁舎1階）
犬山市役所教育部子ども未来課 担当：青山、石井
- ③提出方法：持参、宅配便、郵送
宅配便、郵送（提出期限当日までに必着のこと）により参加意向申出書等を受付けした場合は、参加意向申出書のEメールアドレス宛に犬山市より受領確認のメールを送信します。

※提出期限当日までに書類が整っていない場合は、失格とします。

9 プレゼンテーション及びヒアリング

一次審査通過者に対し、企画提案に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

- ①実施日：令和5年2月3日（金）
- ②開催時間及び開催場所は、別途連絡します。
- ③出席者：説明者は事業者の代表（理事長又はこの職に準じる者）及び園長就任予定者の2名とします。
- ④ヒアリングの時間、説明資料、留意事項は別途通知します。

⑤プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とします。

10 審査の方法

(1) 審査委員会の設置

犬山市教育委員会プロポーザル審査委員会規則（平成29年教育委員会規則第11号）に基づき審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、委員8人で審査を行います。

(2) 審査方法

各審査委員が個々に、評価基準に基づき提案の優劣を判定します。その採点の合計を平均し、最上位の者を優先交渉権者に選定し、優先交渉権者に次ぐ順位の者を次順位交渉権者に選定します。同点の場合は、「保育への姿勢」の合計得点が高いものを上位とします。再度同点の場合は、「提案内容の実現性」の合計得点が高いものを上位とします。

(3) 審査

①参加資格の確認

ア 審査実施の前に、参加意向申出書と共に提出された書類により、事務局が参加資格の有無を確認します。参加資格がない場合は失格とします。

イ 参加資格確認結果は、書面により通知します。

②一次審査（書類審査）

ア 参加資格があると確認した者について、企画提案書等により一次審査を行います。

イ 一次審査結果は、書面により通知します。

③実地確認

一次審査通過者の実際の保育実施状況を把握することを目的に、運営する保育所等1か所を選定し、事務局で実地確認させていただきます。実地確認の結果が、直接、評価に影響を及ぼすことはありません。

④二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

ア 企画提案に関するプレゼンテーション及びヒアリングにより総合的に評価を行い、優先交渉権者1者、次順位交渉権者1者を決定します。

イ 優先交渉権者若しくは次順位交渉権者を決定するには、各委員の評価した合計点数の平均値が満点の6割以上であることを必須とします。提案数が1であった場合においても、同様とします。

(4) 審査基準

一次審査（書類審査）

評価項目	主な評価の視点
運営主体の適格性	経営基盤、経済的基礎
	同種・類似施設の運営実績
保育への取組	保育の基本方針
	特色ある保育の実施
	通常保育以外の保育サービス提供
	保育の実施時間

運営管理の適切性	園長（施設長）予定者の同種・類似施設における勤務実績
	職員配置等
	個人情報保護の対策
	苦情対応の体制
	災害と事故防止への対策
	感染症への対策
施設整備の適切性	設備基準への適合（面積、設置状況）
	設置が望まれる設備
	周辺環境（渋滞対策）への配慮

二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

評価項目	主な評価の視点
提案内容	企画提案内容の魅力
保育への姿勢	犬山市の保育・子育て支援行政の理解度、協力姿勢
	特色ある保育の実施
	園長予定者の考え方や能力
アピールポイント	将来性、創造性、発展性、子どもの健全育成、その他
総合評価	プレゼンテーション能力とヒアリング対応

1 1 審査結果の通知、公表

一次審査、二次審査の終了後、それぞれの審査対象となった提案者の全てに対し結果を通知します。

また、最終の選定結果を犬山市ホームページで公表します。公表は「1 2 覚書」を締結した後に行うこととし、提案者名の公表は次のとおりとします。

- ・選定事業者に決定した者が優先交渉権者の場合は、優先交渉権者名のみを公表します。
- ・優先交渉権者の辞退等により、選定事業者が次順位交渉権者になる場合は、優先交渉権者名に加え、次順位交渉権者名も公表します。
- ・それ以外の提案者は、匿名で公表します。

1 2 覚書

選定事業者と新羽黒保育園の整備及び民間移管後の運営内容等について、市と覚書を締結します。【資料6、資料7】

1 3 引継ぎ・合同保育

円滑な移行に向けて、引継ぎ・合同保育を実施します。実施にあたっての計画は、市と協議の上で作成します。

1 4 三者協議会

羽黒子ども未来園と羽黒北子ども未来園の保護者、選定事業者及び犬山市で構成す

る三者協議会を定期的開催し、移管後の保育内容等について話し合いを行っていただきます。三者協議会の意見や要望については、尊重してください。【資料5】

15 その他の留意点

(1) 条件等の承諾

事業者が、「参加意向申出書」を提出したことにより、本実施要領に記載する内容等の諸条件を全て承諾したものとします。

(2) 費用負担

提案に要する費用は、全て事業者の負担とします。また、選定後の事業計画の中止・延長、選定されなかったことによる費用も同様とします。

(3) 応募の辞退

応募を辞退する場合は、「辞退届」(任意様式)を提出してください。

(4) 計画変更の原則禁止

提案された計画の内容変更は、原則として認めません。ただし、サービスの向上につながるもの、天災によるもの、その他選定事業者の責によらない不可抗力によるもの、施設の実施計画に伴う変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないものに限り、市と協議した上で認める場合があります。

(5) 保護者説明会

選定事業者は、保護者及び地域住民等に対する説明会を、市の要請に応じて随時実施するものとします。

(6) 決定の取消し

選定事業者が、提出書類に記載された内容に虚偽記載若しくは重大な違背行為があると認められるとき又はその他の事情により適切な保育事業の実施が困難と認められるときは、本選考による決定を取消すことがあります。また、この場合、選定事業者が既に要した費用の弁済を市に求めることはできません。

(7) 募集の取りやめ等

公正に選考を執行できないと認められる場合又はその恐れがある場合は、市は応募事業者の参加を不可とする場合があります。また、談合行為が否定できない等適正な選考が執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合は、市は募集の執行を延期、又は取りやめることがあります。

(8) 異議申立て

審査委員会による審査、選定及び市による選定事業者の決定について、異議申立ては受け付けません。

(9) 運営移管までの協議

市と選定事業者は、本実施要領その他募集にかかる文書において定めのない事項や疑義が生じた場合は、その都度、双方が誠意をもって問題解決に努めるものとします。

16 事務局

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑36番地(犬山市役所本庁舎1階)

犬山市教育部子ども未来課 担当：青山、石井

電話：0568-44-0324(直通) E-MAIL：030300@city.inuyama.lg.jp